

体 育 館 に 係 る 使用料の見直し等について

受益者負担の原則や負担の公平性などの観点から平成30年7月1日以降に支払いが行われた平成31年1月1日の使用分から下表のとおり体育館使用料の改定及び使用料の減免基準を新設します。詳細は府中市ホームページをご覧ください。

使用料改定表

体育館貸切使用料

施設名		時 間 区 分	市 内		市 外	
			見直し後	現 行	見直し後	現 行
総合体育館	第1体育室	午 前	8,600	6,000	12,900	9,000
		午後1	6,700	4,500	10,050	6,750
		午後2	6,700	4,500	10,050	6,750
		夜 間	12,000	8,000	18,000	12,000
		全 日	30,600	23,000	45,900	34,500
	第2体育室	午 前	4,500	3,000	6,750	4,500
		午後1	3,500	2,500	5,250	3,750
		午後2	3,500	2,500	5,250	3,750
		夜 間	6,000	4,000	9,000	6,000
		全 日	15,700	12,000	23,600	18,000
	会議室	午 前	450	500	650	750
		午後1	450	500	650	750
		午後2	450	500	650	750
		夜 間	650	500	1,050	750
		全 日	1,800	2,000	2,700	3,000
	第一武道場	全 日	6,300	7,000	9,450	10,500
	第二武道場	全 日	6,300	7,000	9,450	10,500
	弓道場	全 日	5,800	6,500	8,750	9,750
	エアライフル場	全 日	5,400	6,000	8,100	9,000
相撲場	全 日	4,900	5,500	7,400	8,250	
卓球室	全 日	5,800	6,500	8,750	9,750	
レクリエーションホール	全 日	6,300	7,000	9,450	10,500	

朝日体育館	体育室	全 日	2,100	2,400	—	—
地域体育館	体育室	全 日	9,000	10,000	—	—
	会議室	午 前	300	500	—	—
		午後1	300	500	—	—
		午後2	300	500	—	—
		夜 間	500	500	—	—
全 日	1,250	2,000	—	—		

※各部屋の時間区分はそれぞれ次のとおりとなっています。()内は会議室の時間区分。午前…9時～12時、午後1…12時45分～15時(12時～15時)、午後2…15時15分～17時30分(15時～18時)、夜間…18時～21時、全日…午前9時～午後9時。

一般公開使用料

施設名		市 内		市 外	
		見直し後	現 行	見直し後	現 行
		大人1回	大人1回	大人1回	大人1回
総合体育館	トレーニング室	300	200	600	400

適用対象要件

次の二つの要件のいずれにも該当する場合、新料金の適用となります。

- ①平成31年1月1日以降の利用日の予約
- ②平成30年7月1日以降に使用料を入金

減免基準の新設

次のとおり減免基準を新設します。

区分	内容
免除	1 障害者手帳等の交付を受けている者が個人で使用する場合 2 1の場合において介助者が同行する場合(介助者が複数で同行する場合における使用料の免除対象人数は1人。) 3 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業で使用する場合 4 府中市立学校若しくは市内の幼稚園の教育活動で又は市内の保育所の保育活動で使用する場合

※平成31年1月1日以降の利用分から適用となります。

総合体育館サウナ室の廃止

総合体育館サウナ室は平成30年12月31日をもって廃止します。

問 合 せ 先

府中市文化スポーツ部スポーツ振興課施設係
 府中駅北第2庁舎4階
 郷土の森総合体育館

TEL (042) 335-4488
 8:30～17:00(休庁日を除く)
 TEL (042) 363-8111
 9:00～21:00(休館日を除く)